

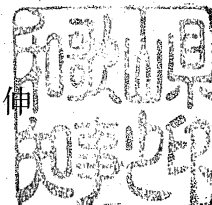
**行政刷新会議WG事業仕分け(平成22年11月15日)以降に寄せられた要望書等  
(平成22年12月9日現在)**

食生第714号

平成22年12月8日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

和歌山県知事 仁坂 吉伸



「生活衛生関係営業対策事業費補助金」の確保について（要望）

本県の実生活衛生行政の推進につましまして、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の国の事業仕分け第3弾において生活衛生関係営業に対する標記の補助金の評価結果が「一旦廃止」とされたところす。

生活衛生関係営業は国民生活に欠くことのできない様々なサービスを提供することから、国民の日常生活と非常に密接な関係があります。

本県におきましては、長期総合計画の中で、「安全安心和歌山」を本県が目指す将来像の一つとして、日常生活の安全安心に取り組んでいるところす。

県民に密着した生活衛生関係営業に対しては、中小零細企業が多いことから、(財)和歌山県生活衛生営業指導センターが、県民生活の衛生水準の確保の観点から、融資や税務に関する相談等の経営指導や食中毒対策のための衛生管理の指導等の運営支援を行ってきたところす。

このような状況の中で、当該補助金が廃止されることになると、上記センターが実施している支援事業ができなくなり、結果的に、県民の衛生水準の低下につながる恐れがあります。

つましましては、衛生的で安全・安心な県民のみならず国民生活を守るためにも平成23年度予算編成にあたり、これまでどおり標記補助金を十分に確保されるよう要望します。

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

---

生活衛生関係営業の振興に  
関する緊急要望

平成22年11月

徳島県・愛媛県

## 生活衛生関係営業の振興に関する緊急要望

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）は、国民に対し常に衛生的で安心できるサービスの提供が求められている業界であるにもかかわらず、経営基盤が脆弱な中小零細企業が多いことから、昨今の厳しい経済情勢や国民の生活様式の変化などの影響を受けやすく、経営状態の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されます。

衛生水準の維持向上を図り適切なサービスを提供するためには、生衛業の経営の健全化が必要であることから、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき、組合による自主的活動の促進、都道府県指導センターによる経営指導等が実施されております。

先般、厚生労働省における「行政事業レビュー」及び民主党による行政刷新会議「事業仕分け」において、都道府県指導センターに係る各事業（「生活衛生営業指導費補助金」、「生活衛生振興助成費補助事業」）の評価がなされ、それぞれの結果が公表されたところです。

また、11月15日に行われた行政刷新会議「再事業仕分け」において、平成23年度概算要求にあたり、前述の行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果を踏まえ、補助金の在り方をゼロベースで見直した「生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）」についても、「廃止」との評価がなされております。

これら各事業が廃止された場合には、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図るにあたり多大な支障を来すこととなります。

国におかれましては、平成23年度の予算編成にあたり、地域主権の理念に基づき地方の声を十分に反映することが必要であり、以下のとおり要望いたします。

- 1 衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生関係営業の振興を図ること。

平成22年11月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門  
愛媛県知事 加 戸 守 行

滋 生 衛 第 4 7 8 号  
平成 22 年(2010 年)12 月 1 日

厚生労働省健康局生活衛生課長 堀江 裕 様

滋 賀 県 健 康 福 祉 部  
部 長 連 藤 寿

「生活衛生関係営業対策事業費補助金」の確保について（要望）

滋賀県政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金については、今般の国の事業仕分け第2弾において標記補助金の評価結果が廃止とされたところです。

生活衛生関係営業は国民生活に極めて密着した営業であり、経営の健全化を図り衛生水準を維持向上することが国民の利益の擁護に資するものであることから、国と都道府県で1/2ずつ補助する現行制度は不可欠です。

現状の補助金額が確保できなければ、県生活衛生営業指導センターが「生活衛生関係営業の運営の適正化及び進行に関する法律」に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上および利用者または消費者の利益の擁護に多大な支障を来します。

また、当県の財政状況は極めて厳しい状況にあるため、現在の補助金額を維持することは不可能です。

つきましては、平成23年度予算編成にあたり本県の趣旨を御理解いただき、標記補助金が確保されますようお願い申し上げます。

2 生 第 5 8 7 号

平成22年11月30日

厚生労働省健康局生活衛生課長 様

京都府健康福祉部生活衛生課長



「生活衛生関係営業対策事業費補助金」の確保について（要望）

平素は、京都府政の推進につき格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、上記補助金については、今般の行政刷新会議再仕分けにおいて、一旦廃止と判定されたところです。

生活衛生関係営業は国民生活に不可欠なサービスや商品を提供するなど、国民の日常生活に密接に関係しておりますが、経営基盤がぜい弱な中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響も受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されます。

このため、生活衛生関係営業の健全な発達を通じて衛生水準の維持向上等を図るための当該補助事業による支援策は、国民生活の安定にとって重要です。

京都府生活衛生営業指導センターは、国庫補助基準に基づく本府からの補助金により、経営指導員による生活衛生営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談、指導などの事業を実施し、生活衛生関係営業による自主管理の促進、衛生水準の確保及び経営の安定化のための振興を図っておりますが、当該補助金額が確保できなければ、事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者または消費者の利益の擁護に多大な支障をきたします。

また、本府の財政状況は極めて厳しい状況にあるため、当該補助金が確保できなければ、現在の補助金額を維持することは不可能です。

つきましては、平成23年度予算編成にあたり本府の趣旨を御理解いただき当該補助金が確保されますようお願い申し上げます。

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

平成23年度生活衛生営業対策予算の確保について

生活衛生関係補助金については、11月15日の行政刷新会議再仕分けWGによる事業仕分け（仕分け第3弾）で、「廃止」（一旦廃止と判定させていただく。評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めて改革案を検討し、事業内容を見直した上で要求していただきたい。）と評価が下されました。

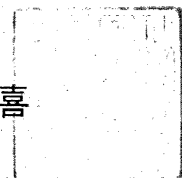
国民生活に直結し、国民生活の維持向上のために不可欠な営業を行っている生衛業は、零細事業者がほとんどであり、生活衛生同業組合の活動等を通じて、衛生水準の維持向上、安全で安心な消費者サービスの提供、経営の安定、雇用の維持・確保などに日夜努力しておりますが、組合活動等による自主的努力だけでは限界があるところから全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センターの機能を通じて、業界の支援が図られています。

平成23年度予算概算要求の策定が進められておりますが、以上のような実情をご理解の上、平成23年度の生衛業対策関係予算については、全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターが引き続き活動ができ、生衛業への支援を行えるように必要な予算を確保していただきますことを強く要望します。

平成22年11月26日

社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 濱田 康 喜



(傘下連合会)

- ・全国理容生活衛生同業組合連合会  
理事長 大森利夫
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会  
理事長 三根卓司
- ・全国興行生活衛生同業組合連合会  
会長 大藏滿彦
- ・全国刈-ニツ<sup>カ</sup>生活衛生同業組合連合会  
会長 青山亨
- ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会  
理事長 関稔幸
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会  
会長 佐藤信幸
- ・全国麺類生活衛生同業組合連合会  
理事長 鵜飼良平
- ・全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会  
理事長 菅沼達郎
- ・全国食肉生活衛生同業組合連合会  
会長 中藁岩男
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会  
会長 加藤隆
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会  
会長 山縣正
- ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会  
会長 井元弘
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会  
会長 八亀忠勝
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会  
会長 伊藤毅
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会  
会長 濱田康喜
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会  
会長 藤野雅彦



厚生労働大臣

細川律夫 殿

平成23年度生活衛生営業対策予算の確保について

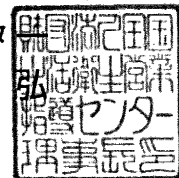
生活衛生関係補助金については、11月15日の行政刷新会議再仕分けWGによる事業仕分け（仕分け第3弾）で、「廃止」（一旦廃止と判定させていただく。評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めて改革案を検討し、事業内容を見直した上で要求していただきたい。）と評価が下されました。

国民生活に直結し、国民生活の維持向上のために不可欠な営業を行っている生衛業は、零細事業者がほとんどであり、生活衛生同業組合の活動等を通じて、衛生水準の維持向上、安全で安心な消費者サービスの提供、経営の安定、雇用の維持・確保などに日夜努力しておりますが、組合活動等による自主的努力だけでは限界があるところから全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センターの機能を通じて、業界の支援が図られています。

平成23年度予算概算要求の策定が進められておりますが、以上のような実情をご理解の上、平成23年度の生衛業対策関係予算については、全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターが引き続き活動ができ、生衛業への支援を行えるように必要な予算を確保していただきますことを強く要望します。

平成22年11月26日

財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
理事長 井元



平成 22 年 11 月 22 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

埼玉県理容生活衛生同業組合  
理事長 川崎 正  
越谷支部長 浅野 賢  
吉川支部長 須賀 賢



### 生活衛生関係補助金の存続のお願い

平素は、理容業をはじめ生活衛生業全般にわたり、ご理解とご協力を賜り深謝致しています。

さて、行政刷新会議の再度の仕分けによる「生活衛生関係補助金」を一旦廃止との評価について、零細業 16 業種（理容、美容、興業、クリーニング、公衆浴場、旅館、麺類、冰雪販売、食肉、飲食、すし、食鳥肉、喫茶、中華料理、社交、料理）は大変困惑しています。

全国に 1,209,757 事業所、6,284,009 従業者の業界とはいえ、地域での零細業が主であり、「廃止」ともなりますと、公衆衛生の面で国民生活の安心安全にも影響は必至であり、業界の意見を一度も聞かずに評価には「真の民意」にならないと存じます。

どうか、関係方々のお力添えで生活衛生の向上をめざす業種が存続できますよう、23 年度の予算付けにお力添えをお願い申し上げる次第であります。